



いつもお世話になっております。事務所だよりの5月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

パートさんの税金と社会保険について

税金（税務署）と社会保険（社会保険事務所）では扶養の範囲が違います。
働き方によってどのように違うか確認してみたいと思います。
また、その場合に、あなたの手取額がどうなるのかも、一緒に確認したいと思います。

パート勤務の あなたの給与年収	パート勤務のあなたはこうなる(40歳～60歳の方)						あなたの夫はこうなる			あなたの 最大で もらえる 手取額
	税金			保険年金			あなたが扶養から外れると			
	あなたの 所得税	あなたの 市県民税	扶養 判定	あなたの 国民 健康保険	あなたの 国民年金	扶養 判定	あなたの 夫の 所得税	あなたの 夫の 市県民税	あなたの 夫の 社会保険	
100万以下	0	0		0	0		0	0	0	1,000,000
100万超 103万未満	0	1万		0	0		0	0	0	1,029,000
103万	0	1万		0	0		0	0	0	1,030,000
103万超 130万未満	～1.4万	～3.6万	×	0	0		最低増加 0.1万～	最低増加 0.2万～	0	1,246,000
130万以上 141万未満	～1.9万	～4.7万	×	～12.0万	17万	×	最低増加 1.1万～	最低増加 2.2万～	0	1,020,000
141万以上 145万未満	～2.1万	～5.1万	×	～12.4万	17万	×	最低増加 1.9万～	最低増加 3.3万～	0	1,031,000
145万以上 150万未満	～2.3万	～5.6万	×	～13.0万	17万	×	最低増加 1.9万～	最低増加 3.3万～	0	1,068,000
150万以上 155万未満	～2.6万	～6.1万	×	～13.7万	17万	×	最低増加 1.9万～	最低増加 3.3万～	0	1,103,000
155万以上 160万未満	～2.8万	～6.6万	×	～14.3万	17万	×	最低増加 1.9万～	最低増加 3.3万～	0	1,140,000
160万以上 165万未満	～3.0万	～6.9万	×	～14.7万	17万	×	最低増加 1.9万～	最低増加 3.3万～	0	1,181,000
165万以上 170万未満	～3.1万	～7.3万	×	～15.2万	17万	×	最低増加 1.9万～	最低増加 3.3万～	0	1,221,000
170万以上 175万未満	～3.3万	～7.6万	×	～15.6万	17万	×	最低増加 1.9万～	最低増加 3.3万～	0	1,262,000
175万以上 180万未満	～3.5万	～7.9万	×	～16.0万	17万	×	最低増加 1.9万～	最低増加 3.3万～	0	1,303,000

注目すべき点は、やはり給与130万以上となった時点で、パート勤務のあなた自身が国民健康保険と国民年金を支払わなければならないことです。

比較してみると、給与年収130万未満の場合の手取りは、1,246,000円となります。

給与年収175万未満の場合の手取りは、1,262,000円

必死に働いても、あまり手取りが変わらないということは、すごい働き損？なのかもしれません。

平成20年4月末現在で過去と比較すると、こんなに負担が増加しています。

75歳以上の人は国民健康保険世帯または社会保険の扶養から除外され、一人一人で後期高齢者医療保険へ加入

国民健康保険の最高限度額が平成19年度61万から平成20年度68万へ

国民年金の平成16年度は月13,300円でしたが、現在は月14,410円に（最終16,900円まで増加）

社会保険の健康保険料率は平成16年度は標準報酬月額9.31%から現在は9.33%へ

社会保険の厚生年金料率は平成16年度は標準報酬月額13.58%から現在は14.996%へ（最終18.30%まで増加）

暫定税率（ガソリン税・自動車取得税・重量税等）は知らない間に続いてた（これからも続く？）

消費税は平成9年に3%から5%になった。（当初は福祉目的税だった？） 税率はまだ上がりそうです。

など

よく考えて生きていかないと厳しい時代になりそうです。